

# 五和保育園 重要事項説明書



**【お願い】☆この資料は、お子様が卒園するまで大切に保管して下さい。**

保護者名 〈  〉

## 目 次

ページ数	
1	1 事業者の運営主体
1	2 施設の概要
2	3 施設・設備の概要
2	4 施設の目的、運営方針
2	5 職員体制（最低基準）
3	6 特定教育・保育を提供する日
3	7 特定教育・保育を提供する時間
3	8 利用方法
4	9 支払方法
4～6	10 提供する特定教育・保育の内容
6	11 給食等について
6	12 保護者に用意していただくもの
6	13 登園・降園について
7	14 保育所型認定こども園と保護者との連携について
7	15 健康診断、健康管理について
7	16 感染症対策について
7	17 発達支援について
8	18 医療的ケアが必要な児童の保育について
8	19 嘱託医
8	20 嘱託歯科医
8	21 地域防災拠点、広域避難場所
8	22 緊急時における対応
8～9	23 非常災害時の対策
10	24 賠償責任保険の加入状況
10	25 業務の質の評価について
10	26 苦情相談窓口
10	27 地域の育児支援・委託事業について
10	28 虐待防止為の措置
10	29 その他保護者に説明すべき事項

<b>別紙1</b>	保護者に用意して頂くもの
<b>別紙2</b>	◆0歳児（すみれ）
<b>別紙3</b>	◆1歳児（たんぼぼ）
<b>別紙4</b>	◆2歳児（さくら）
<b>別紙5</b>	◆3・4・5歳児（年少・年中・年長）
<b>別紙6</b>	登園、降園について
<b>別紙7</b>	通園バスについて
<b>別紙8</b>	投薬について
<b>別紙9</b>	伝染病についての対応の一覧表
<b>別紙10</b>	病後児保育の利用について
<b>別紙11</b>	緊急時の対応について
<b>別紙12～17</b>	登降園の方法について（キッズリーアプリ）

## 保育所型認定こども園 五和保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 五和会
事業者の所在地	静岡県島田市牛尾 1111 番地
事業者の電話番号・FAX	0547-45-3374/0547-45-0077
代表者氏名	理事長 山口 学世
定款の目的に定めた事業	保育所の経営 地域子育て支援拠点事業の経営 放課後児童健全育成事業の経営

### 2 施設の概要

種別	保育所型認定こども園						
名称	保育所型認定こども園 五和保育園						
所在地	静岡県島田市牛尾 1 1 1 1 番地						
電話番号・FAX	0547-45-3374/0547-45-0077						
施設長氏名	山口 学世						
開設年月日	事業開始：昭和29年4月1日 養福寺本堂にて和泉保育園開設 認可：昭和36年7月1日 定員 55 名（内 3 歳未満児）						
利用定員 （年齢別） （1号9人 2.3号300人）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号				3人	3人	3人
	2.3号	21	48人	54人	59人	59人	59人
取扱う保育事業	延長保育、障害児保育、病児保育（病後児対応型）						

### 3 施設・設備の概要

敷地面積		7016.01 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
	延床面積	2886.87 m <sup>2</sup>
施設設備の数と面積	乳児室	66.25 m <sup>2</sup>
	ほふく室	186.09 m <sup>2</sup>
	保育室	746.08 m <sup>2</sup>
	遊戯室	374 m <sup>2</sup>
	調理室	73.11 m <sup>2</sup>
	調乳室	11.82 m <sup>2</sup>
	園児トイレ	102.12 m <sup>2</sup>
	病後児保育室	42.3 m <sup>2</sup>
	職員室兼医務室	63.11 m <sup>2</sup>
その他	1221.99 m <sup>2</sup>	
設備の種類		プール、冷暖房等
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 2409.78 m <sup>2</sup>

### 4 施設の目的、運営方針

目的	児童福祉の精神に則り、「すべての児童を等しく」「心身共に健やかに」育成することを目的とする。
運営方針	<p>「あの子も この子も みんなの子」          みんなの子をみんなの力で護り、育てていく精神の基に地域と一体化し、地域に守り育てられ、それを地域に還元する保育を目指す。</p> <p>《がんばる五和っ子》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で明るい子</li> <li>・思いやりのある子</li> <li>・意欲的に取り組む子</li> </ul>

### 5 職員体制（最低基準）

施設長	1人
副園長	1人
主任保育士	2人
保育士	31人以上
保育教諭	3人以上
講師	1人

栄養士	1人
調理員	3人以上
看護師	1人以上
事務員・用務員	1人以上
嘱託医・嘱託歯科医	2人

6 特定教育・保育を提供する日

開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜・祝日 12月29日から1月3日 1号認定利用こどもに関しては 土曜日

7 特定教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後7時00分まで

(2) 教育標準時間認定に関する特定教育・保育時間（4時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前10時00分から午後2時00分まで
---------------	---------------------

(3) 保育標準時間に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前8時00分から午後7時00分まで
土曜日の保育時間	午前8時00分から午後7時00分まで
延長保育時間	午前7時00分から午前8時00分まで

(4) 保育短時間に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時00分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	保育標準時間の利用子ども 保育時間11時間を超える場合 30分あたり100円 保育短時間・教育標準時間の利用子ども 8時30分から16時30分を超える場合 30分あたり100円 19時以降 30分200円
主食代	月額 700円 *3歳以上児
副食代	月額 4,500円 *3歳以上児
絵本代	*3歳以上児
通園バス利用料金	月額 1400円～2800円 ※料金は別紙7参照

## 9 支払方法

利用料・主食代・副食代・絵本代・バス代…口座振替払  
 延長保育料 … 納入袋にて集金

- ・納入袋はふだん保育園にてお預かりし、毎月の集金の際に子どもを通しお渡しします。3日以内に納入をお願いします。
- ・納入袋から小銭が落ちないように工夫して下さい。

## 10 提供する特定教育・保育の内容

- ・子どもたちは現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培っていく。養護と教育が一体となった保育を展開。
- ・健康・人間関係・環境・言葉・表現の五領域を一日の活動の中に総合的に取り入れ、子どもに主体性を持たせていく。

### <毎日の特定教育・保育の流れ>

時間	乳 児	幼 児
7:00	開園 保育標準時間（11時間）開始	
8:30	保育短時間（8時間）開始	
9:00	遊び（室内外）・散歩・おやつ	1号認定登園 課題保育・自発的なあそび
	↓	↓
	食事	遊び
12:00	お昼寝	食事 自発的なあそび *お昼寝 (年少児は通年 年中年長児は夏季のみ)
	目覚め	
15:00	おやつ	おやつ
16:00	順次降園	1号認定降園
16:30	保育短時間終了	
18:00	保育標準時間終了	
19:00	閉園	

\*お散歩のコース 屋外遊戯場以外に、近隣の牛尾山、熊野神社等

\*保育時間は、勤務時間+通勤時間です。

\*親子のスキンシップを大切にさせていただきたい為お仕事が終わったら、その足でお迎えに来て下さい。

<特定教育・保育計画（年間）>

クラス	特定教育・保育計画
0歳児	人としての土台づくり ・保健的で安全な環境のもとで よく食べ よく眠り よく遊ぶ子
1歳児	新しい行動の獲得 ・探索活動をいっぱいする中で、歩くの大好き、おしゃべり大好きな子
2歳児	自我の育ち ・保育者や友だちと関わりながら 元気いっぱい 好奇心いっぱいな子
3歳児	自信满满 ・保育者の手助けを受けながら自分の身の回りのことができる子 ・友だちといっぱい関わって遊ぶ子 ・いろいろな遊びの中で感動する子 ・活動する中で、ルールがわかり行動できる子
4歳児	自分らしさの発見 ・友だちと積極的に関わり、生き生きと遊ぶ子 ・あそびの中から感動し、心豊かな子 ・自分からあいさつが気持ちよくできる子 ・身の回りのことを自分から進んでやろうとする子
5歳児	仲間と育つ ・人と関わる中で、思いやり、いたわりの気持ちが持てる子 ・友だちと遊びを工夫し、自信を持って行動する子 ・生活習慣を確実に身につけ、自主的に行動する子 ・集団生活のきまりを守る必要性を理解し、考えて行動する子
その他 （年間行事）	新入園児を迎える会・運動会・保育参加・生活発表会・卒園児を送る会・おにぎりの日・各自の誕生を祝う会・交通安全教室・避難訓練 等

<クラス編成> ※園児数によりクラス数の変更があります。

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	すみれ
1 歳 児	たんぽぽ
2 歳 児	さくら
3 歳 児	ゆり・あやめ・つくし・きり
4 歳 児	もも・ふじ・きく
5 歳 児	うめ・ばら・さつき

<延長保育について>

- 保育内容 クラスの枠を超えた、同年齢、異年齢の関わりを楽しむ  
兄弟やお兄さんお姉さんにお世話され、真似して遊ぶ  
小さい子をお世話する心を育む
- 配慮事項 乳児はなるべく担任が勤務に就くようにする  
縦割りの保育の中でも、子どもたちが遊びを選択できるよう玩具を用意しておく

11 給食等について

	提供内容				一日の摂取カロリー	保育園での 給与目標量
	午前 おやつ	給食		午後 おやつ		
		主食	副食			
0歳児	○	○	○	○	925kcal	463kcal
1歳児	○	○	○	○		
2歳児	○	○	○	○		
3歳児		○	○	○	1275kcal	574kcal
4歳児		○	○	○		
5歳児		○	○	○		

<給食の提供にあたって>

保育園での給食やおやつは、子ども達が心身共に健やかに成長することを願って、栄養のバランスや食品の組み合わせ、味覚に配慮し、ぬくもりある手づくり献立を心がける。

○目標

- ・食べものを大切に、感謝して食べる。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつができ、食事のマナーを身につける。
- ・もぐもぐ、かみかみ、ごっくんができる。
- ・進んでお手伝いができる。
- ・食育、クッキングの経験を通して食の大切さを知り味覚を楽しむ。

○しよくじたよりの発行

○サンプルケースに当日の給食の提示

<アレルギー対応について>

※希望する方は下記の書類を提出して下さい。

- 医師によるアレルギー疾患生活管理指導表をもとに保護者と話し合いながら進めていく。
- 「保育所における食物アレルギー・アナフィラキシー用 生活管理指導表」の提出
- 一人ひとりにあった代替食、除去食で対応する。

12 保護者に用意していただくもの ※詳しくは別紙でご確認下さい。

13 登園・降園について ※詳しくは別紙でご確認下さい。



#### 14 保育所型認定こども園と保護者との連携について

- PTA 事業への参加
- 園だより、フロアー便り、年齢だより、給食だより、メールでのお知らせ
- 「保育のあゆみ」で、保育園での育ちを伝える。

#### 15 健康診断、健康管理について

##### (1) 健康診断

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2回
歯科健診	全園児	1回
視覚健診	4歳児	1回
尿検査	全園児	1回

##### (2) 健康管理、病気のときの対応

- 欠席・遅刻の連絡は8時45分までに連絡（バス通園の方は7時10分まで）
- 保育中に熱が37.5度以上、下痢、嘔吐等、身体に異常が見受けられた時、家庭に連絡
- ※伝染性の病気が治癒して登園する時は『登園許可証明書』が必要です。
- ※投薬について（医師に処方された薬のみ）
  - ・薬と一緒に『投薬依頼書』と『薬の説明書（処方箋の際頂くもの）』を持参。  
※詳しくは別紙で確認下さい。
  - ・1回服用する分だけにし、全てに氏名をはっきり記入して下さい。
  - ・朝・夕2回の投薬を医師に依頼して下さい。どうしても昼に飲まなくてはいけない処方のみお預かりします。
  - ・投薬の必要な時は、**戸外活動の時間は「ひまわり」を利用して下さい。**
  - ・予防注射の後は安静のため家庭保育をお願いします。

#### 16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよ

うに、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

登園・降園時、玄関にてアルコール消毒  
手洗い・うがいの励行  
流行性の伝染病が発症している場合は、別紙9を参照

#### 17 発達支援について

- 多様な児を認め、自己肯定感を築く保育
- ① 保育士との信頼関係を土台に、発達や特性に合わせた視覚的に物等を用いての支援をする。
  - ② 成功体験ができる場（環境）づくり→写真で行き先、時間、スケジュールを明確にする。
  - ③ 主体的に活動できる場（環境）づくり
  - ④ 感覚統合（リズム・安田式遊具）

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

主治医の指示に従い、看護師が医療的ケアを行う。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	織田医院
医 院 長 名	織田孝裕
所 在 地	島田市金谷上十五軒 1997
電 話 番 号	0547-45-3042

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	またひら歯科医院
医 院 長 名	加藤浩司
所 在 地	島田市牛尾 426-3
電 話 番 号	0547-46-2558

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の避難所、救護所設置場所は次のとおりです。

避難所	五和小学校
救護所設置場所	金谷小学校
その他	水害時は牛尾山に避難

22 緊急時における対応

特定教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	0547-37-0110
消防署	0547-37-7172
島田市立総合医療センター	0547-35-2111

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	山口 学世
消防計画届出年月日	消防署 令和元年 11 月 6 日
避難訓練	地震、火災、水害、不審者対応等 定期訓練 月 1 回 総合訓練 年 2 回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

【 地震時の対応 】

<p>《南海トラフ地震臨時情報発令（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）に伴う対応》 原則 通常運営 地震発生に備えた、園児の安全確保を強化 情報を収集し、状況に応じて、保護者に通知し、ホール北側において、引き渡し体制をとる。</p>
<p>《地震発生後》 第一避難場所（ホール西側）に避難。状況に応じて第二避難場所に避難 保護者に通知し、ホール北側において、引き渡し体制をとる。</p>

【 台風等風水害時の対応 】

気象庁の発表する情報等	警戒 レベル	避難活動内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報発表</li> <li>洪水注意報発表</li> <li>台風が接近している場合</li> <li>大雨が予想される場合</li> <li>対象河川の氾濫注意情報発表</li> </ul>	レベル 1・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭へ情報提供</li> <li>今後の予告 バスの運休 開所時間の変更 等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報発表(浸水害)</li> <li>洪水警報発表</li> <li>対象河川の氾濫警戒情報発表</li> <li>避難準備・高齢者等避難開始の発令</li> </ul>	レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>開園前 開園しない</li> <li>開園後 各家庭へ引き渡し依頼</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報(浸水害)</li> <li>対象河川の氾濫危険情報発表</li> <li>避難勧告又は避難指示(緊急)の発令</li> <li>その他避難の必要があると判断した場合</li> </ul>	レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>開園前 開園しない</li> <li>開園後 各家庭へ引き渡し依頼 施設全体の避難誘導</li> </ul>

<p>○バスの運行について 運休については、台風の接近状況、風雨の状況で家庭へ配信する 再開については、運行路線の安全を確認後 運行再開を配信</p>
---

\*各自、島田市防災メールに登録してください。

## 24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	対人賠償（1名1億円・1事故7億円） 対物賠償（1事故1,000万円）

## 25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：職員の自己評価及び、職員の自己評価を踏まえた施設の自己評価を年1回実施
外部評価	第三者評価 令和元年 受審（令和2年3月31日評価結果確定日）

## 26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付	特別養護老人ホーム本田山荘	0547-45-2022
	保育所型認定こども園 五和保育園	0547-45-3374
	保育所型認定こども園 大津保育園	0547-39-5953
	保育所型認定こども園 かわね保育園	0547-53-2142
相談・苦情解決責任者	山口 学世（理事長）	0547-45-3374

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。  
玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

## 27 地域の育児支援・委託事業について

- ・一時保育の実施（保育士配置及び面積に余裕がある時に限る）、園庭開放の実施
- ・「病後児保育ひまわり」 ※詳しくは別紙でご確認下さい。
- ・「地域子育て支援センター ひよこ」
- ・「五和保育園放課後児童クラブ ゆめっこ」
- ・「五和保育園放課後児童クラブ みんなっこ」

## 28 虐待防止為の措置

児童の権利条約に基づき、児童の顔や身体に不自然についた傷や火傷等は家庭児童相談所に通報

## 29 その他保護者に説明すべき事項

- 1) 保育所型認定こども園の利用開始に関する事項
  - ・認定書及び入園書類の遅出
  - ・入園面接（園長、担任）
- 2) 保育所型認定こども園の利用終了に関する事項
  - ・退園届の提出

当園における特定教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名： 福)五和会 保育所型認定こども園  
五和保育園  
所在地： 島田市牛尾 1111  
説明者職名： 施設長 山口 学世

\*園内配置図\*

